

令和 6 年 3 月 26 日

各 位

紀の川市福祉部高齢介護課長
(公 印 省 略)

介護職員等処遇改善加算に係る届出について (通知)

平素は、紀の川市高齢介護事業に格別なご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、紀の川市指定事業所 (地域密着型サービス事業または介護予防・日常生活支援総合事業)において令和 6 年 4 月または 5 月から介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合 (前年度から継続して算定する場合を含む) は、下記期日までに届出を行う必要があります。

計画書の様式については、市ホームページ及びきのくに介護 de ネットをご確認いただき、届出に際し、遺漏のなきようお願いいたします。

なお、令和 6 年 6 月以降からは「介護職員等処遇改善加算」への一本化を行いますが、計画書においては新加算移行後も含む年間 (令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月) 計画を作成いただく仕様となっておりますので、ご留意ください。

つきましては、加算に関する考え方等 (介護保険最新情報 Vol. 1215) 内容を必ずご確認の上、届出に際し遺漏のないようご留意願います。

記

(提出期日)

令和 6 年 4 月 1 5 日 (月) 当日消印有効

※ 年度の途中 (令和 5 年 6 月以降) から加算を算定する場合は、**加算を算定しようとする月の前々月末日**が提出期限となります。

(提出先)

紀の川市福祉部高齢介護課 (〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地 本庁 2 階)

(提出方法)

上記提出先に持参、郵送 (郵送の場合は、控え返却用として宛先を記入し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。) 又は電子メール (タイトルを「令和 6 年度処遇加算計画書【法人名】」とし、k070600-001@city.kinokawa.lg.jp へ送信) により提出してください。

(裏面あり⇒)

(提出書類) ※様式は市ホームページ及びきのくに介護 de ネットをご確認ください。

- ・ 処遇改善計画書
- ・ 新規に加算を取得、加算区分を変更する場合、加算算定を行わない場合は、介護給付費算定または介護予防・日常生活総合事業費算定に係る体制等に関する届出を同時に提出してください。
- 地域密着型サービス
 - ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 3-2）
 - ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-3）
- 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 50）
 - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
A 2・A 6 用（様式 1-4） 、 A 3・A 7 用（様式 1-4） があります。

<提出に係る留意事項>

ア 指定権者が異なる複数の介護サービス事業所等を計画の対象とした場合は、それぞれの指定権者に書類を提出する必要があります。

イ 介護サービス事業所等を複数運営する事業者である場合、「介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等状況一覧表」については、サービス毎に別々に作成が必要となります。ただし、同一事業所において一体的に運営されている居宅サービス及び介護予防サービス（介護保険事業所番号が同一の場合）については、一括して作成することができます。

ウ 令和 5 年度に処遇改善加算等を算定している事業者が、令和 6 年度に加算の算定を行わない場合は、サービス毎の体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表を速やかに提出してください。

※計画書の内容をすべての雇用する職員に対し周知することとなっています。会議録や周知文書等により周知したことが確認できるようにしてください。

<その他の留意事項について>

※ 各計画書を作成する際は、「介護保険最新情報 Vol. 1215」を必ずご確認ください。

(担当)

紀の川市福祉部高齢介護課

TEL 0736-77-0980

Email : k070600-001@city.kinokawa.lg.jp